

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年十二月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 昌 行

路線名	大谷本郷さいたま線
供用開始の区間	上尾市大字中新井字前五四一番八地先から同市大字堤崎字前谷四八四番一〇地先まで
供用開始の期日	令和三年十二月七日
備考	令和三年十二月七日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一六六・八メートル